

甲 第 2 0 号 議 案

岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例

岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例（平成21年市条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表岡山市御津老人福祉センター条例（平成17年市条例第65号）の項の次に次のように加える。

岡山市民プール条例（平成17年市条例第100号）
--------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

岡山市民プール条例を適用の対象に加えるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 1 号 議 案

岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部  
を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する  
条例の一部を改正する条例

岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成  
27年市条例第72号）の一部を次のように改正する。

別表第1中1の項を削り，2の項を1の項とし，3の項を2の項とし，4の項を3の項  
とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第1 64号）による障害児入所給付 費，高額障害児入所給付費又は特 定障害児食費等給付費の支給に関 する事務であって規則で定めるも の	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283 号）による身体障害者手帳，精神保健及び精 神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律 第123号）による精神障害者保健福祉手帳 又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第3 7号）にいう知的障害者に関する情報（以下 「障害者関係情報」という。）であって規則 で定めるもの

		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置についてに基づき、生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人に対する措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	児童福祉法による障害児通所給付費，特例障害児通所給付費，高額障害児通所給付費，障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児入所支援に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援

		給付等」という。)の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施,給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス,障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による措置(同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置をいう。以下同じ。)に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの

		<p>公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅（同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による費用の負担又は療養費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給，地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
		<p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
9	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
		<p>介護保険給付等関係情報であって規則で定め</p>

		るもの
10 市長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	国民年金法（昭和34年法律第141号）による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

16 市長	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
17 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの
19 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
20 市長	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による措置に関する情報であって規則で定めるもの
21 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

2 2 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による措置に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する情報であって規則で定めるもの
		公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの
		住宅地区改良法による改良住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの
		老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
2 3 市長	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
2 4 市長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの



	用の負担又は療養費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
25 市長	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）による特別障害給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
26 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援又は障害児入所支援に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
27 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	岡山市ひとり親家庭等医療費給付条例による医療費の給付に関する情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
28	岡山市心身障害者医療費給付条例	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給

市長	による医療費の給付に関する事務 であって規則で定めるもの	付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
29 市長	岡山市ひとり親家庭等医療費給付 条例による医療費の給付に関する 事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給 付等関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定める もの
		医療保険給付関係情報であって規則で定める もの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定め るもの
30 市長	生活に困窮する外国人に対する生 活保護の措置についてに基づき、 生活保護に準じた取扱いによって 実施されている外国人の保護に関 する事務であって規則で定めるも の	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、 療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給 又は児童福祉法による措置に関する情報であ って規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に よる入院措置に関する情報であって規則で定 めるもの
		生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給 付等関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		公営住宅法による公営住宅の管理に関する情

報であって規則で定めるもの
医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
住宅地区改良法による改良住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの
児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

#### 附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

#### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）の一部改正に伴い、個人番号の利用の範囲を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 2 号 議 案

岡山市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例

岡山市の組織及びその任務に関する条例（平成13年市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「国際的にも通用する中四国をつなぐ総合福祉の拠点都市を創造するとともに、すべての市民にとって満足度の高い、水と緑が魅せる心豊かな庭園都市」を「中四国をリードし、活力と創造性あふれる「経済・交流都市」、誰もがあこがれる充実の「子育て・教育都市」及び全国に誇る、傑出した安心を築く「健康福祉・環境都市」」に改める。

第3条の表経済局の項中「経済局」を「産業観光局」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

効率的、効果的な業務執行体制を整備するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 3 号 議 案

岡山市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年 2 月 2 1 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員定数条例の一部を改正する条例

岡山市職員定数条例（昭和59年市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「5, 623人」を「9, 184人」に改め、同項第1号ア中「3, 466人」を「3, 518人」に、「207人」を「220人」に改め、同号イ中「389人」を「365人」に改め、同号エ中「714人」を「814人」に改め、同項第5号中「9人」を「11人」に改め、同項第7号中「936人」を「4, 367人」に改め、同条第2項中「の承認を受けた者」を「その他の地方公務員法第26条の4第1項に規定する休業をしている者」に改め、「法人に派遣された者」の次に「, 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成28年市条例第58号）第2条第1項に規定する機関に派遣された者」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による市町村立学校職員給与負担法等の一部改正に伴い、県費負担教職員の給与負担等が岡山県から移譲されるに当たり、教育委員会の職員の定数の変更等を行うため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 4 号 議 案

岡山市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市市税条例等の一部を改正する条例

(岡山市市税条例の一部改正)

第1条 岡山市市税条例(昭和25年市条例第47号)の一部を次のように改正する。

附則第5条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第17条の2第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第63条第2号の項中「第63条第2号」を「第2号」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第63条第2号の項中「第63条第2号」を「第2号」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第63条第2号の項中「第63条第2号」を「第2号」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第63条第2号の項中「第63条第2号」を「第2号」に改める。

附則第 2 3 条の 2 第 1 項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第 2 項第 1 号中「附則第 2 3 条の 2 第 1 項」を「附則第 2 3 条の 3 第 1 項」に改め、同項第 2 号中「、附則第 5 条第 1 項、附則第 5 条の 3 第 1 項及び附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項」を「並びに附則第 5 条第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項及び第 5 条の 3 の 2 第 1 項」に、「附則第 2 3 条の 2 第 1 項」を「附則第 2 3 条の 3 第 1 項」に改め、同項第 3 号中「附則第 2 3 条の 2 第 1 項」を「附則第 2 3 条の 3 第 1 項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 4 4 年法律第 4 6 号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第 4 号中「附則第 2 3 条の 2 第 1 項」を「附則第 2 3 条の 3 第 1 項」に改め、同条第 3 項中「第 2 4 条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第 5 項第 1 号中「附則第 2 3 条の 2 第 3 項」を「附則第 2 3 条の 3 第 3 項後段」に改め、同項第 2 号中「、附則第 5 条第 1 項、附則第 5 条の 3 第 1 項及び附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項」を「並びに附則第 5 条第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項及び第 5 条の 3 の 2 第 1 項」に、「附則第 2 3 条の 2 第 3 項」を「附則第 2 3 条の 3 第 3 項後段」に改め、「、第 2 4 条の 8 第 1 項中「第 2 4 条第 4 項」とあるのは「附則第 2 3 条の 2 第 4 項」と」を削り、同項第 3 号中「附則第 2 3 条の 2 第 3 項」を「附則第 2 3 条の 3 第 3 項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 4 4 年法律第 4 6 号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第 4 号中「附則第 2 3 条の 2 第 3 項」を「附則第 2 3 条の 3 第 3 項後段」に改め、同条第 6 項中「附則第 2 3 条の 2 第 3 項」を「附則第 2 3 条の 3 第 3 項前段」に改め、同条を附則第 2 3 条の 3 とし、附則第 2 3 条の次に次の 1 条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第 2 3 条の 2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 4 4 号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第 1 2 条第 5 項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第 1 6 条第 2 項に規定する特例適用利子等については、第 2 4 条





む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第3条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第23条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第24条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第24条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第24条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第26条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第26条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第24条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総

所得金額、附則第23条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第24条の5から第24条の7まで、第24条の8第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項の規定の適用については、第24条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の6第1項前段、第24条の7、第24条の8第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第25条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第23条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第3条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第23条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

（岡山市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 岡山市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第2号中「平成29年4月1日」を「平成31年10月1日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中岡山市市税条例附則第17条

の2の改正規定及び附則第2項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の岡山市市税条例附則第17条の2の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

(市民税に関する経過措置)

3 第1条の規定による改正後の岡山市市税条例附則第23条の2の規定は、平成30年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

#### 提案理由

地方税法の一部改正に伴い、法人市民税法人税割の税率の見直しの延期、軽自動車税の特例期間の延長その他所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 5 号 議 案

岡山市区役所支所及び地域センター設置条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

岡山市区役所支所及び地域センター設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市区役所支所及び地域センター設置条例の一部を改正する条例

岡山市区役所支所及び地域センター設置条例（平成20年市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表北区役所高松地域センターの項中「岡山市北区高松141番地1」を「岡山市北区高松原古才247番地」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月8日から施行する。

提案理由

北区役所高松地域センターを移転するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 6 号 議 案

岡山市みつメモリアルパーク基金条例の制定について

岡山市みつメモリアルパーク基金条例を次のように制定するものとする。

平成29年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市みつメモリアルパーク基金条例

(設置の目的)

第1条 岡山市みつメモリアルパークの管理に要する費用の財源を確保するため、岡山市みつメモリアルパーク基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎会計年度の一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する目的を達成するために要する費用に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 提案理由

岡山市みつメモリアルパークを設置するに当たり、当該墓地を管理するための基金を設置するため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 2 7 号 議 案

岡山市営墓地条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市営墓地条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市営墓地条例の一部を改正する条例

岡山市営墓地条例（平成26年市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1 岡山市御津松尾墓地の項の次に次のように加える。

岡山市みつメモリアルパーク	岡山市北区御津伊田837番地2ほか
---------------	-------------------

別表第2中第18号の表を第19号の表とし、第5号の表から第17号の表までを1表ずつ繰り下げ、第4号の表の次に次の1表を加える。

(5) 岡山市みつメモリアルパーク使用料

使用許可面積	金額
4平方メートル	215,000円
6平方メートル	323,000円

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

岡山市みつメモリアルパークを設置するため、本条例の一部を改正しようとするものである。



甲 第 2 8 号 議 案

岡山市くらしやすい福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市くらしやすい福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市くらしやすい福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

岡山市くらしやすい福祉のまちづくり条例（平成13年市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第26条の見出し中「と表彰」を削り、同条中「するとともに、これを表彰」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

岡山市くらしやすい福祉のまちづくり表彰を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 9 号 議 案

岡山市くらしやすい福祉のまちづくり基金条例を廃止する条例の制定について

岡山市くらしやすい福祉のまちづくり基金条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

平成29年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市くらしやすい福祉のまちづくり基金条例を廃止する条例

岡山市くらしやすい福祉のまちづくり基金条例（平成16年市条例第42号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

岡山市くらしやすい福祉のまちづくり基金を廃止するため、本条例を廃止しようとするものである。

甲 第 3 0 号 議 案

岡山市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例の制定について  
岡山市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例

岡山市介護給付費準備基金条例（平成12年市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中「予防給付」の次に「並びに地域支援事業」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

介護保険法の一部改正に伴い、介護保険に係る地域支援事業の費用の支出に備えるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 1 号 議 案

岡山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市介護保険条例の一部を改正する条例

岡山市介護保険条例（平成12年市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員の任期は、3年とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護認定審査会の委員の任期を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 2 号 議 案

岡山市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市保健衛生関係事務手数料条例（平成12年市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第14号イ（ア）から（ウ）までを次のように改める。

（ア）病院（（イ）に掲げるものを除く。） 44,000円

（イ）病院（構造設備の軽微な変更の場合で実地の検査を行わないときに限る。） 19,000円

（ウ）診療所（（エ）に掲げるものを除く。） 22,000円

第2条第14号イに次のように加える。

（エ）診療所（構造設備の軽微な変更の場合で実地の検査を行わないときに限る。） 10,000円

（オ）助産所（（カ）に掲げるものを除く。） 17,000円

（カ）助産所（構造設備の軽微な変更の場合で実地の検査を行わないときに限る。） 8,000円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前になされた医療法（昭和23年法律第205号）第27条の規定による病院，診療所又は助産所の使用許可の申請に係る構造設備の検査の手数料については，なお従前の例による。

#### 提案理由

医療法第27条の規定による病院，診療所及び助産所の構造設備の検査に係る手数料を改めるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 3 号 議 案

岡山市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立認定こども園条例の一部を改正する条例

岡山市立認定こども園条例（平成27年市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条の表岡山市御津金川認定こども園の項の次に次のように加える。

岡山市建部認定こども園 岡山市北区建部町市場330番地

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（岡山市立保育所条例の一部改正）

2 岡山市立保育所条例（昭和39年市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の表岡山市建部保育園の項を削る。

提案理由

岡山市建部認定こども園を設置するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 4 号 議 案

岡山市幼児教育センター条例を廃止する条例の制定について

岡山市幼児教育センター条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

平成29年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市幼児教育センター条例を廃止する条例

岡山市幼児教育センター条例（平成12年市条例第124号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

岡山市御南幼児教育センターを廃止するため、本条例を廃止しようとするものである。



甲 第 3 5 号 議 案

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

岡山市自転車等駐車場条例（昭和63年市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3無料自転車等駐車場の表小林口バス停（横井上）自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

三幡農協前バス停自転車等駐車場	岡山市中区江崎
-----------------	---------

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

三幡農協前バス停自転車等駐車場を無料自転車等駐車場として設置するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 6 号 議 案

岡山市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市特別会計条例の一部を改正する条例

岡山市特別会計条例（昭和39年市条例第8号）の一部を次のように改正する。

本則中第9号を削り，第10号を第9号とし，第11号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は，平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第9号に規定する岡山市駅元町地区市街地再開発事業費特別会計は，平成29年5月31日まで当該特別会計の出納整理に必要な限度において，なお存続するものとする。

提案理由

岡山県南広域都市計画事業岡山市駅元町地区第二種市街地再開発事業の完了に伴い，岡山市駅元町地区市街地再開発事業費特別会計を廃止するため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 7 号 議 案

岡山県南広域都市計画事業岡山市駅元町地区第二種市街地再開発事業施行規  
程を廃止する条例の制定について

岡山県南広域都市計画事業岡山市駅元町地区第二種市街地再開発事業施行規程を廃止す  
る条例を次のように制定するものとする。

平成29年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山県南広域都市計画事業岡山市駅元町地区第二種市街地再開発事業施行規  
程を廃止する条例

岡山県南広域都市計画事業岡山市駅元町地区第二種市街地再開発事業施行規程（平成7  
年市条例第40号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

岡山県南広域都市計画事業岡山市駅元町地区第二種市街地再開発事業が完了したため、  
本条例を廃止しようとするものである。

甲 第 3 8 号 議 案

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市建築関係事務手数料条例（平成12年市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次条から第13条まで」を「次条から第14条まで」に改める。

第12条第1項第1号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項の登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）及び」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）若しくは」に改め、同条第3項第1号中「登録建築物調査機関及び」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは」に改める。

第17条を第18条とし、第14条から第16条までを1条ずつ繰り下げる。

第13条第1項第1号中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同項第2号ウ（ア）a中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）」を「基準省令」に改め、同条第3項第1号中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同条第5項第1号中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（建築物エネルギー消費性能の適合性判定手数料）

第13条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料の額は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、畜舎、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他規則に定める処理施設の用途に供する建築物をいう。以下同じ。）の用途に供する建築物次に掲げる当該申請に係る建築物のうち非住宅部分（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。）の床面積（内部に間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）を有しない階又はその一部について、これらの床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上である部分の床面積を除く。以下この条において同じ。）の合計による区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）に定める基準のうち規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）による場合 38,500円

(イ) 標準入力法等（基準省令に定める基準のうち規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）による場合 44,000円

イ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 97,600円

(イ) 標準入力法等による場合 104,000円

ウ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 147,000円

(イ) 標準入力法等による場合 154,000円

エ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 182,000円

(イ) 標準入力法等による場合 191,000円

オ 25,000平方メートル以上のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 226,000円

(イ) 標準入力法等による場合 236,000円

(2) 工場等以外の用途に供する建築物 次に掲げる当該申請に係る建築物のうち非住宅部分（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。）の床面積の合計による区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 149,000円

(イ) 標準入力法等による場合 378,000円

イ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 242,000円

(イ) 標準入力法等による場合 539,000円

ウ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 317,000円

(イ) 標準入力法等による場合 664,000円

エ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 380,000円

(イ) 標準入力法等による場合 786,000円

オ 25,000平方メートル以上のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定

める額

(ア) モデル建物法による場合 446,000円

(イ) 標準入力法等による場合 896,000円

2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定による軽微な変更該当していることを証する書面の交付申請に対する審査手数料の額は、前項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能の適合性判定手数料を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 9 号 議 案

岡山市浸水対策の推進に関する条例の制定について

岡山市浸水対策の推進に関する条例を次のように制定するものとする。

平成29年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市浸水対策の推進に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 浸水対策の基本的な施策等（第7条—第13条）

第3章 開発行為等における雨水排水計画の協議等（第14条—第18条）

第4章 市民及び事業者への支援（第19条）

第5章 岡山市浸水対策推進協議会（第20条—第23条）

第6章 雑則（第24条）

附則

岡山平野は、往古に「吉備の穴海」と呼ばれた海域に、旭川と吉井川によって運ばれた土砂の堆積や中世以降の干拓等により形成された、広大な低平地である。この岡山平野では、旭川や吉井川を始めとする多数の河川が流下するとともに、農業用水路が網目のように張り巡らされて、かんがい期には満々と豊かな水を湛えている。

このように、本市は豊かな水に恵まれているが、その反面、大雨に対して弱い地形的な特質を有している。また、近年の地球温暖化に伴う気候変動により、台風に伴う大雨のみならず、局地的な大雨が多発する傾向にあり、従来よりも浸水による被害発生リスクが拡大している。

こうした状況の下、市、市民及び事業者が浸水対策に係る理念を共有し、浸水対策に連



携して取り組むことにより、将来にわたって、市民が安全で安心して暮らすことのできるまち岡山を実現するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、浸水被害の予防及び軽減を目的とした施策（以下「浸水対策」という。）の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、浸水対策を推進するための基本となる事項等を定めることにより、浸水対策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が安全で安心して暮らすことのできる社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 雨水流出抑制施設 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設で、浸水被害の予防及び軽減を目的とするものをいう。

(2) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。

(3) 開発行為等 次に掲げる行為をいう。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為

イ 建築物の建築（建築基準法第2条第13号に規定する建築をいう。）

ウ 駐車場（道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路をいう。）の路面外に設置される自動車（同条第1項第9号に規定する自動車をいう。）の駐車のための施設（住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地において当該住宅の居住者の利用に供されるものを除く。）をいう。）の設置

エ 土地の舗装（コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆うことをいい、ア又はウに該当するものを除く。）

### (基本理念)

第3条 浸水対策は、本市の豊かな水資源が保全されるよう配慮しながら、自然と人とが共生する中で、市民が安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進することを

基本として行われなければならない。

- 2 浸水対策は、市民の生命、身体及び財産を浸水被害から守るため、市、市民及び事業者の一体的な取組が重要であることに鑑み、これらの者の相互の理解と連携の下、協働して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、浸水対策を推進しなければならない。

- 2 市は、前項の規定により浸水対策を推進するに当たっては、市民及び事業者の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、その理解及び協力を得るよう努めなければならない。

- 3 市は、広報その他の活動を通じ、浸水対策の必要性について、市民及び事業者に対して意識の啓発に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、浸水対策についての理解及び関心を深め、地域における浸水対策の推進に努めるとともに、市が実施する浸水対策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自らが地域社会の一員であることを認識し、市民と共に浸水対策の推進に努めるとともに、市が実施する浸水対策に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 浸水対策の基本的な施策等

(基本計画の策定)

第7条 市長は、浸水対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、浸水対策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 浸水被害の予防及び軽減のための基本方針
- (2) 下水道、河川等の整備等に関する事項
- (3) 雨水流出抑制施設の設置の促進に関する事項

- (4) 森林，農地，緑地等が有する保水及び遊水の機能の保持に関する事項
- (5) 水防体制及び避難体制の強化並びに市民及び事業者に対する啓発に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか，浸水対策を推進するために必要な事項

3 市長は，基本計画を定めようとするときは，第20条に規定する岡山市浸水対策推進協議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は，基本計画を定めるに当たっては，市民及び事業者の意見を十分反映させるよう努めるものとする。

5 市長は，基本計画を定めたときは，遅滞なく，これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は，基本計画の変更について準用する。

(下水道，河川等の整備等)

第8条 市長は，浸水被害の発生及び拡大の防止を図るために必要な下水道，河川等の整備に努めなければならない。

2 市長は，浸水被害の予防及び軽減を図るため，下水道施設，河川施設等の管理を適切に行わなければならない。

(雨水流出抑制施設の設置等)

第9条 市長は，雨水の流出を抑制するため，市が設置し，又は管理する道路，公園，広場その他の公共施設（以下「公共施設」という。）に雨水流出抑制施設を設置するよう努めなければならない。

2 市長は，雨水の流出を抑制するため，国及び他の地方公共団体（以下「国等」という。）が本市の区域内において設置し，又は管理する公共施設に雨水流出抑制施設を設置するよう，国等に協力を要請するものとする。

3 本市の区域内に存する土地又は建築物の所有者又は占有者は，雨水の流出を抑制するため，その所有し，又は占有する土地又は建築物の敷地に雨水流出抑制施設を設置するよう努めなければならない。

4 雨水流出抑制施設を設置し，又は管理する者は，当該雨水流出抑制施設の適正な維持管理に努めなければならない。

(農業用水路等の水位等の事前調整)

第10条 市長は，浸水被害を発生させるおそれがある降雨が想定される場合には，市が

水位管理等を行う農業用水路等については用水の利用を行う者の協力の下で水位低下等の措置を図り，市以外のものが水位管理等を行う農業用水路等については水位の管理を行う者の協力の下で水位低下等の措置を図るよう努めるものとする。

- 2 市長は，浸水被害を発生させるおそれがある降雨が想定される場合には，岡山県と協力して，事前に児島湖の水位調整等の措置が図られるよう努めるものとする。

（森林等の機能の保全）

第11条 市長は，森林，農地，緑地等の所有者等と連携して，森林，農地，緑地等有する保水及び遊水の機能を適切に保全することにより，その機能が持続的に発揮されるよう努めなければならない。

（水防体制の強化等）

第12条 市長は，浸水被害の予防及び軽減を図るため，水防体制，避難体制等の強化に取り組むとともに，市民及び事業者に対する水防意識の啓発に努めなければならない。

- 2 市民は，地域における防災訓練等に積極的に参加するとともに，自助及び共助の意識を高め，避難体制の強化に努めなければならない。

- 3 事業者は，その従業員の防災教育を推進するとともに，地域における防災活動の取組に協力するよう努めなければならない。

（国等との連携等）

第13条 市長は，浸水対策を推進するため，国等と緊密な連携及び協力を図り，必要があると認めるときは，公共的団体等に対し，浸水対策の推進について協力を要請するものとする。

### 第3章 開発行為等における雨水排水計画の協議等

（開発行為等の雨水排水計画の協議）

第14条 本市の区域内において，規則で定める規模以上の開発行為等を行おうとする者は，あらかじめ，当該開発行為等の実施に係る雨水を排水するための計画（以下「雨水排水計画」という。）を記載した書類（以下「計画書」という。）を市長に提出することにより，当該雨水排水計画について，市長と協議しなければならない。当該雨水排水計画の内容を変更しようとする者も，同様とする。

- 2 前項の規定により，計画書を作成しようとする者は，当該雨水排水計画の内容が規則

で定める浸水被害の発生及び拡大の防止を図るための雨水の排水に係る技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合させなければならない。

3 第1項の規定は、次に掲げる開発行為等を行おうとする者については、適用しない。

(1) 通常 of 管理行為又は軽易な行為で、規則で定めるもの

(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(3) その他市長が規則で定めるもの

4 第1項の協議をした者は、当該雨水排水計画に従い、開発行為等を行わなければならない。

(勧告)

第15条 市長は、前条第1項の規定による協議をせず、又は虚偽の計画書による協議をした者に対し、期限を定め、必要な措置を講ずるよう勧告をすることができる。

2 市長は、前条第1項の規定による協議をした場合において、技術基準に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、期限を定め、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 市長は、前条第4項の規定に違反した者に対し、期限を定め、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第16条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うよう命ずることができる。

(報告等)

第17条 前条の規定による命令を受けた者は、講じた措置について、市長に報告しなければならない。

2 第14条第1項の規定による協議に係る開発行為等を完了した者は、その旨を市長に報告しなければならない。

3 市長は、前2項の規定により報告を受けた場合は、必要に応じて実地調査をするものとする。

(公表)

第18条 市長は、第16条の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、

その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該命令を受けた者に弁明の機会を付与するとともに、第20条に規定する岡山市浸水対策推進協議会の意見を聴かなければならない。

#### 第4章 市民及び事業者への支援

- 第19条 市長は、浸水対策を推進するため必要があると認めるときは、市民及び事業者に対して技術的な援助を行うとともに必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第5章 岡山市浸水対策推進協議会

(岡山市浸水対策推進協議会の設置)

- 第20条 浸水対策の推進に関し、必要な調査審議を行わせるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市浸水対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

- 第21条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本計画に関すること。
- (2) 第18条第1項の規定による公表に関すること。
- (3) その他浸水対策の推進に関すること。

(組織等)

- 第22条 協議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 浸水対策について識見を有する者
- (2) 開発行為等に係る関係団体の役員等
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 8 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議等)

第23条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 第6章 雑則

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第3章の規定は、平成30年4月1日以後に工事に着手する開発行為等について適用する。ただし、同日において、次の各号のいずれかに該当する開発行為等については、適用しない。
  - (1) 都市計画法第29条第1項若しくは第2項の許可を受け、若しくは同法第30条第1項の申請書が市長に提出されている開発行為又は建築基準法第6条第1項の確認済証の交付を受け、若しくは同条第4項の申請書が受理されている工事
  - (2) 都市計画法第34条の2第1項の協議が成立し、若しくは同項の協議が協議中と認められる開発行為又は建築基準法第18条第3項の確認済証の交付を受け、若しくは同条第2項の規定による通知を行っている工事

#### 提案理由

浸水被害の予防及び軽減を目的とした施策を総合的かつ計画的に推進し、市民が安全で安心して暮らすことのできる社会を実現するため、本条例を制定しようとするものである。



甲 第 4 0 号 議 案

岡山市消防事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市消防事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市消防事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市消防事務手数料条例（平成12年市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「。以下「法」という。」、 「。以下「市条例」という。」及び「第1及び別表第2」を削る。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（手数料の減免）

第5条 市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、規則で定める手数料を減免することができる。

別表第1及び別表第2を削り、附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

事務	手数料の額
1 消防法第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査	5,400円
2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所の設置の許可の申請	(1) 指定数量の倍数が10以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 39,000円 (2) 指定数量の倍数が10を超え50以下の製造所

<p>に対する審査</p>	<p>の設置の許可の申請に係る審査 52,000円</p> <p>(3) 指定数量の倍数が50を超え100以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 66,000円</p> <p>(4) 指定数量の倍数が100を超え200以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 77,000円</p> <p>(5) 指定数量の倍数が200を超える製造所の設置の許可の申請に係る審査 92,000円</p>
<p>3 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>(1) 屋内貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋内貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 指定数量の倍数が10以下の屋内貯蔵所 20,000円</p> <p>イ 指定数量の倍数が10を超え50以下の屋内貯蔵所 26,000円</p> <p>ウ 指定数量の倍数が50を超え100以下の屋内貯蔵所 39,000円</p> <p>エ 指定数量の倍数が100を超え200以下の屋内貯蔵所 52,000円</p> <p>オ 指定数量の倍数が200を超える屋内貯蔵所 66,000円</p> <p>(2) 屋外タンク貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 指定数量の倍数が100以下の屋外タンク貯蔵所 20,000円</p> <p>イ 指定数量の倍数が100を超え1万以下の屋外タ</p>

ンク貯蔵所 26,000円

ウ 指定数量の倍数が1万を超える屋外タンク貯蔵所  
39,000円

(3) 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る  
審査 530,000円

(4) 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（（5）において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（（5）において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 830,000円

イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,010,000円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,120,000円

エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,

420,000円

オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上

20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

1,660,000円

カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上

30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

3,880,000円

キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上

40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

5,100,000円

ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上

の特定屋外タンク貯蔵所 6,290,000円

(5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付

特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査

次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮

き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ

次に定める金額

ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル

以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定

屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵

所 1,130,000円

イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル

以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タ

ンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,

340,000円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5

万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯

蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,50

0, 000円

エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1, 830, 000円

オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 2, 140, 000円

カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 4, 350, 000円

キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 5, 570, 000円

ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 6, 770, 000円

(6) 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 5, 750, 000円

イ 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 7, 250, 000円

	<p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 10,700,000円</p>
	<p>(7) 屋内タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 26,000円</p>
	<p>(8) 地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる地下タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 指定数量の倍数が100以下の地下タンク貯蔵所 26,000円</p> <p>イ 指定数量の倍数が100を超える地下タンク貯蔵所 39,000円</p>
	<p>(9) 簡易タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 13,000円</p>
	<p>(10) 移動タンク貯蔵所（(11)に規定する移動タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 26,000円</p>
	<p>(11) 積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 39,000円</p>
	<p>(12) 屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 13,000円</p>
4 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の取扱所の設置の許可の申請に対する審査	<p>(1) 給油取扱所（屋内給油取扱所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 52,000円</p>
	<p>(2) 屋内給油取扱所の設置の許可の申請に係る審査 66,000円</p>
	<p>(3) 第一種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査 26,000円</p>

(4) 第二種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査 33,000円

(5) 移送取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下この項から13の項まで及び17の項において同じ。）が15キロメートル以下の移送取扱所（危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。） 21,000円

イ 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所 87,000円

ウ 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所 87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた金額

(6) 一般取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる一般取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 指定数量の倍数が10以下の一般取扱所 39,

	<p>000円</p> <p>イ 指定数量の倍数が10を超え50以下の一般取扱所 52,000円</p> <p>ウ 指定数量の倍数が50を超え100以下の一般取扱所 66,000円</p> <p>エ 指定数量の倍数が100を超え200以下の一般取扱所 77,000円</p> <p>オ 指定数量の倍数が200を超える一般取扱所 92,000円</p>
5 消防法第11条第1項後段の規定に基づく危険物の製造所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	2の項の手数料の額の欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
6 消防法第11条第1項後段の規定に基づく危険物の貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	3の項の手数料の額の欄に掲げる貯蔵所の区分（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所）にあっては、危険物の規制に関する規則で定める場合には、3の項の（2）に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分）に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
7 消防法第11条第1項後段の規定に基づく危険物の取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	4の項の手数料の額の欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
8 消防法第11条第5項の規定に基づく危険物の製造所の設置の許可に係る完成	2の項の手数料の額の欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額



検査	
9 消防法第11条第5項の規定に基づく危険物の貯蔵所の設置の許可に係る完成検査	(1) 屋外タンク貯蔵所にあつては、3の項の(2)に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額 (2) その他の貯蔵所にあつては、3の項の手数料の額の欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
10 消防法第11条第5項の規定に基づく危険物の取扱所の設置の許可に係る完成検査	4の項の手数料の額の欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
11 消防法第11条第5項の規定に基づく危険物の製造所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	2の項の手数料の額の欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額
12 消防法第11条第5項の規定に基づく危険物の貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	(1) 屋外タンク貯蔵所にあつては、3の項の(2)に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額 (2) その他の貯蔵所にあつては、3の項の手数料の額の欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額
13 消防法第11条第5項の規定に基づく危険物の取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	4の項の手数料の額の欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額
14 消防法第11条第5項	5,400円

<p>ただし書の規定に基づく危険物の製造所，貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認の申請に対する審査</p>	
<p>15 消防法第11条の2第1項の規定に基づく危険物の製造所，貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査</p>	<p>(1) 水張検査 次に掲げるタンクの区分に応じ，それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 容量1万リットル以下のタンク 6,000円</p> <p>イ 容量1万リットルを超え100万リットル以下のタンク 11,000円</p> <p>ウ 容量100万リットルを超え200万リットル以下のタンク 15,000円</p> <p>エ 容量200万リットルを超えるタンク 15,000円に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額</p>
	<p>(2) 水圧検査 次に掲げるタンクの区分に応じ，それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 容量600リットル以下のタンク 6,000円</p> <p>イ 容量600リットルを超え1万リットル以下のタンク 11,000円</p> <p>ウ 容量1万リットルを超え2万リットル以下のタンク 15,000円</p> <p>エ 容量2万リットルを超えるタンク 15,000円に1万リットル又は1万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額</p>
	<p>(3) 基礎・地盤検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ，それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル</p>

以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク  
貯蔵所 410,000円

イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル  
以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
540,000円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5  
万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 70  
0,000円

エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上1  
0万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 9  
20,000円

オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上  
20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
1,040,000円

カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上  
30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
1,600,000円

キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上  
40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
1,820,000円

ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上  
の特定屋外タンク貯蔵所 2,030,000円

(4) 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所  
の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル  
以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク  
貯蔵所 490,000円

イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル

以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

630,000円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5

万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 99

0,000円

エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上1

0万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,

310,000円

オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上

20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

1,720,000円

カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上

30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

3,320,000円

キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上

40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

4,060,000円

ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上

の特定屋外タンク貯蔵所 4,650,000円

(5) 岩盤タンク検査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所

の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満

の屋外タンク貯蔵所 9,100,000円

イ 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上

50万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 12,

400,000円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上

の屋外タンク貯蔵所 17,000,000円

<p>1 6 消防法第 1 1 条の 2 第 1 項の規定に基づく危険物の製造所，貯蔵所又は取扱所の位置，構造又は設備の変更の許可に係る完成検査前検査</p>	<p>(1) 水張検査 前項の (1) に掲げるタンクの区分に応じ，それぞれ当該手数料の金額と同一の金額</p> <p>(2) 水圧検査 前項の (2) に掲げるタンクの区分に応じ，それぞれ当該手数料の金額と同一の金額</p> <p>(3) 基礎・地盤検査 前項の (3) に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ，それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額</p> <p>(4) 溶接部検査 前項の (4) に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ，それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額</p> <p>(5) 岩盤タンク検査 前項の (5) に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ，それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額</p>
<p>1 7 消防法第 1 4 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査</p>	<p>(1) 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ，それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が 1，000 キロリットル以上 5，000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 310，000 円</p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が 5，000 キロリットル以上 1 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 430，000 円</p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が 1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 720，000 円</p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 9</p>

60,000円

オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上

20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

1,210,000円

カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上

30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

2,950,000円

キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上

40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

3,620,000円

ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上

の特定屋外タンク貯蔵所 4,170,000円

(2) 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル

以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵

所 2,660,000円

イ 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上

50万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

3,190,000円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上

の特定屋外タンク貯蔵所 4,790,000円

(3) 移送取扱所の保安に関する検査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力

が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険

物を移送するための配管の延長が7キロメートル以

	<p>上15キロメートル以下の移送取扱所 70,000円</p> <p>イ 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所 70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた金額</p>
<p>18 岡山市火災予防条例第56条の2第1項の規定に基づく指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの水張検査又は水圧検査</p>	<p>(1) 水張検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 容量1万リットル以下のタンク 6,000円</p> <p>イ 容量1万リットルを超え100万リットル以下のタンク 11,000円</p> <p>ウ 容量100万リットルを超え200万リットル以下のタンク 15,000円</p> <p>エ 容量200万リットルを超えるタンク 15,000円に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額</p> <p>(2) 水圧検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 容量600リットル以下のタンク 6,000円</p> <p>イ 容量600リットルを超え1万リットル以下のタンク 11,000円</p> <p>ウ 容量1万リットルを超え2万リットル以下のタンク 15,000円</p> <p>エ 容量2万リットルを超えるタンク 15,000円に1万リットル又は1万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額</p>

<p>19 火薬類取締法施行令 (昭和25年政令第323号)第16条第1項第1号ロの規定に基づく火薬類取締法第3条に規定する火薬類の製造の許可の申請に対する審査</p>	<p>220,000円</p>
<p>20 火薬類取締法第5条の規定に基づく火薬類の販売営業の許可の申請に対する審査</p>	<p>(1) 競技用紙雷管のみの販売営業の許可の申請に係る審査 25,000円 (2) その他の販売営業の許可の申請に係る審査 110,000円</p>
<p>21 火薬類取締法第12条第1項の規定に基づく火薬庫の設置又は移転の許可の申請に対する審査</p>	<p>73,000円</p>
<p>22 火薬類取締法第12条第1項の規定に基づく火薬庫の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>8,300円</p>
<p>23 火薬類取締法施行令第16条第1項第1号ロの規定に基づく火薬類取締法第15条第1項又は第2項に規定する火薬類の製造施設の完成検査</p>	<p>41,000円</p>
<p>24 火薬類取締法第15条第1項又は第2項の規定に基づく火薬庫の完成検査</p>	<p>(1) 設置又は移転の工事に係る完成検査 41,000円 (2) 構造又は設備の変更の工事に係る完成検査 2</p>



	3, 0 0 0 円
2 5 火薬類取締法第 1 7 条 第 1 項の規定に基づく火薬類の譲渡しの許可の申請に対する審査	1, 2 0 0 円
2 6 火薬類取締法第 1 7 条 第 1 項の規定に基づく火薬類の譲受けの許可の申請に対する審査	(1) 火工品のみの譲受けの許可の申請に係る審査 2, 4 0 0 円 (2) その他の譲受けの許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ, それぞれ次に定める金額 ア 申請に係る火薬類 (火工品を除く。) の数量が 2 5 キログラム以下の場合 3, 5 0 0 円 イ その他の場合 6, 9 0 0 円
2 7 火薬類取締法第 2 4 条 第 1 項の規定に基づく火薬類の輸入の許可の申請に対する審査	(1) 申請に係る火薬及び爆薬の数量が 2 5 キログラム以下の場合 1 2, 0 0 0 円 (2) その他の場合 2 5, 0 0 0 円
2 8 火薬類取締法第 2 5 条 第 1 項の規定に基づく煙火の消費の許可の申請に対する審査	7, 9 0 0 円
2 9 火薬類取締法施行令第 1 6 条第 1 項第 1 号ロの規定に基づく火薬類取締法第 3 5 条第 1 項に規定する特定施設に係る保安検査又は同項の規定に基づく火薬庫に係る保安検査	4 1, 0 0 0 円
3 0 高圧ガス保安法第 5 条	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ, それぞれ

第1項の規定に基づく高圧

ガスの製造の許可の申請に  
対する審査

次に定める金額

(1) 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者( (2) に掲げる者を除く。) 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 処理容積(圧縮、液化その他の方法で1日に処理することができるガスの容積をいう。以下この項、

31の項及び39の項において同じ。)が1,000万立方メートル以上の設備 560,000円

イ 処理容積が100万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備 340,000円

ウ 処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備 220,000円

エ 処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備 140,000円

オ 処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備 110,000円

カ 処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備 86,000円

キ 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備 68,000円

ク 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備 54,000円

ケ 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備 31,000円

(2) 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。31の項及び39の項において同じ。)のみを使

用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の  
区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 処理容積が1,000万立方メートル以上の設備  
91,000円

イ 処理容積が500万立方メートル以上1,000  
万立方メートル未満の設備 75,000円

ウ 処理容積が100万立方メートル以上500万立  
方メートル未満の設備 60,000円

エ 処理容積が50万立方メートル以上100万立方  
メートル未満の設備 44,000円

オ 処理容積が10万立方メートル以上50万立方メ  
ートル未満の設備 27,000円

カ 処理容積が2万5,000立方メートル以上10  
万立方メートル未満の設備 21,000円

キ 処理容積が5,000立方メートル以上2万5,  
000立方メートル未満の設備 16,000円

ク 処理容積が1,000立方メートル以上5,00  
0立方メートル未満の設備 13,000円

ケ 処理容積が200立方メートル以上1,000立  
方メートル未満の設備 11,000円

コ 処理容積が100立方メートル以上200立方メ  
ートル未満の設備 7,400円

(3) 高圧ガス保安法第5条第1項第2号に該当する  
者 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定め  
る金額

ア 冷凍能力が3,000トン以上の設備 110,  
000円

イ 冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未

	<p>満の設備 87,000円</p> <p>ウ 冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備 68,000円</p> <p>エ 冷凍能力が100トン以上300トン未満の設備 54,000円</p> <p>オ 冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備 36,000円</p>
<p>31 高圧ガス保安法第14条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者((2)に掲げる者を除く。)</p> <p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 変更後の処理容積が変更前の処理容積(当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下この項において同じ。)に比して1,000万立方メートル以上増加する場合 370,000円</p> <p>イ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100万立方メートル以上1,000万立方メートル未満増加する場合 220,000円</p> <p>ウ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して50万立方メートル以上100万立方メートル未満増加する場合 150,000円</p> <p>エ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して10万立方メートル以上50万立方メートル未満増加</p>

する場合 93,000円

オ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満増加する場合 69,000円

カ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満増加する場合 61,000円

キ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合 57,000円

ク 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合 39,000円

ケ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル未満増加する場合 26,000円

コ その他の場合 16,000円

(2) 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000万立方メートル以上増加する場合 65,000円

イ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満増加する場合 53,000円

ウ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1

00万立方メートル以上500万立方メートル未満  
増加する場合 44,000円

エ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5  
0万立方メートル以上100万立方メートル未満増  
加する場合 31,000円

オ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1  
0万立方メートル以上50万立方メートル未満増加  
する場合 18,000円

カ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して2  
万5,000立方メートル以上10万立方メートル  
未満増加する場合 14,000円

キ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,  
000立方メートル以上2万5,000立方メー  
トル未満増加する場合 12,000円

ク 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,  
000立方メートル以上5,000立方メートル未  
満増加する場合 9,200円

ケ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して2  
00立方メートル以上1,000立方メートル未満  
増加する場合 8,200円

コ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して2  
00立方メートル未満増加する場合 5,100円

サ その他の場合 3,200円

(3) 高圧ガス保安法第5条第1項第2号に該当する  
同項の許可を受けた者 次に掲げる場合の区分に応じ、  
それぞれ次に定める金額

ア 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力（当該変更  
が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備

	<p>に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力。以下この項において同じ。) に比して3,000トン以上増加する場合 69,000円</p> <p>イ 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して1,000トン以上3,000トン未満増加する場合 62,000円</p> <p>ウ 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して300トン以上1,000トン未満増加する場合 55,000円</p> <p>エ 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン以上300トン未満増加する場合 38,000円</p> <p>オ 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン未満増加する場合 30,000円</p> <p>カ その他の場合 16,000円</p>
32 高圧ガス保安法第16条第1項の規定に基づく高圧ガスの貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	25,000円
33 高圧ガス保安法第19条第1項の規定に基づく第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事の許可の申請に対する審査	(1) 変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加する場合 14,000円
	(2) その他の場合 11,000円
34 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高	30の項の手数料の額の欄に掲げる高圧ガスの製造の許可申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該

<p>圧ガスの製造のための施設の完成検査</p>	<p>手数料の金額の4分の3に相当する金額（高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガス法第37条の3第1項の完成検査を受け、液化石油ガス法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円）</p>
<p>35 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく第一種貯蔵所の完成検査</p>	<p>18,750円</p>
<p>36 高圧ガス保安法第20条第3項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査</p>	<p>31の項の手数料の額の欄に掲げる高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造する高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請を行う者及び場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額（高圧ガス保安法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガス法第37条の3第1項の完成検査を受け、液化石油ガス法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円）</p>
<p>37 高圧ガス保安法第20条第3項の規定に基づく第一種貯蔵所の完成検査</p>	<p>33の項の手数料の額の欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額</p>
<p>38 高圧ガス保安法第22条第1項の規定に基づく輸入をした高圧ガス及びその容器の検査</p>	<p>(1) 容積1,000立方メートル以上（液化ガスにあつては、質量10トン以上）の高圧ガスに係る検査 27,000円</p> <p>(2) 容積300立方メートル以上1,000立方メートル未満（液化ガスにあつては、質量3トン以上10トン未満）の高圧ガスに係る検査 21,000円</p>



	<p>(3) 容積300立方メートル未満（液化ガスにあっては、質量3トン未満）の高圧ガスに係る検査 13,000円</p>
<p>39 高圧ガス保安法第35条第1項の規定に基づく特定施設の保安検査</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者（(2)に掲げる者を除く。）</p> <p>次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 処理容積が1,000万立方メートル以上の設備 610,000円</p> <p>イ 処理容積が100万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備 370,000円</p> <p>ウ 処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備 250,000円</p> <p>エ 処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備 150,000円</p> <p>オ 処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備 120,000円</p> <p>カ 処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備 95,000円</p> <p>キ 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備 75,000円</p> <p>ク 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備 60,000円</p> <p>ケ 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備 33,000円</p>
	<p>(2) 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する</p>

同項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 処理容積が1,000万立方メートル以上の設備  
95,000円

イ 処理容積が500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備 80,000円

ウ 処理容積が100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備 64,000円

エ 処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備 47,000円

オ 処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備 31,000円

カ 処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備 22,000円

キ 処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備 20,000円

ク 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備 15,000円

ケ 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備 12,000円

コ 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備 7,700円

(3) 高圧ガス保安法第5条第1項第2号に該当する同項の許可を受けた者 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 冷凍能力が3,000トン以上の設備 120,000円

	<p>イ 冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の設備 95,000円</p> <p>ウ 冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備 76,000円</p> <p>エ 冷凍能力が100トン以上300トン未満の設備 60,000円</p> <p>オ 冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備 42,000円</p>
<p>40 高圧ガス保安法施行令 (平成9年政令第20号) 第18条第2項第8号の規定に基づく高圧ガス保安法第50条第3項に規定する容器検査所の登録又は登録の更新の申請に対する審査</p>	16,000円
<p>41 高圧ガス保安法施行令 第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第54条第2項に規定する容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等</p>	1,400円
<p>42 液化石油ガス法第37条の4第1項の規定に基づく充てん設備による液化石油ガスの充てんの許可の申請に対する審査</p>	28,000円に充てん設備の数を乗じて得た金額
<p>43 液化石油ガス法第37</p>	19,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて

条の4第3項において準用する液化石油ガス法第37条の2第1項の規定に基づく充てん設備の所在地，構造，設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査	得た金額
44 液化石油ガス法第37条の4第4項において準用する液化石油ガス法第37条の3第1項の規定に基づく液化石油ガス法第37条の4第1項の許可に係る充てん設備の完成検査	36,000円に充てん設備の数を乗じて得た金額
45 液化石油ガス法第37条の4第4項において準用する液化石油ガス法第37条の3第1項の規定に基づく液化石油ガス法第37条の4第3項において準用する液化石油ガス法第37条の2第1項の許可に係る充てん設備の完成検査	27,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額
46 液化石油ガス法第37条の6第1項の規定に基づく充てん設備の保安検査	27,000円に検査に係る充てん設備の数を乗じて得た金額

備考

- この表中の用語の意義及び字句の意味は，それぞれ事務の欄に規定する法律（これに基づく政令を含む。）及び条例における用語の意義及び字句の意味によるもの

とする。

- 2 この表の手数料の額の欄に掲げる金額は、同欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては1件についての金額とする。

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行し、改正後の岡山市消防事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

#### 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による火薬類取締法の一部改正等に伴い、火薬類の製造の許可の申請の審査の手数料を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 1 号 議 案

岡山市水道事業及び岡山市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市水道事業及び岡山市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市水道事業及び岡山市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

岡山市水道事業及び岡山市工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和41年市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第3条の表1水道事業の項第1号中「建部町角石谷，建部町角石畝，建部町和田南及び建部町三明寺（新井を除く。）の全部」を「建部町角石畝及び建部町和田南の全部並びに建部町鶴田，建部町角石谷及び建部町三明寺の一部」に改め，同項第2号中「718，000人」を「710，000人」に改め，同項第3号中「365，000立方メートル」を「300，000立方メートル」に改める。

附 則

この条例は，平成29年4月1日から施行する。

提案理由

本市の人口推計及び近年の給水実績を考慮して，計画給水人口及び計画給水量を変更する等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 3 号 議 案

岡山市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市社会体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市社会体育施設条例の一部を改正する条例

岡山市社会体育施設条例（平成7年市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

吉備の中山スポーツ広場	岡山市北区西花尻1325番地13
-------------	------------------

別表第1中 「 福谷スポーツ広場  
津島スポーツ広場 」 を 「 福谷スポーツ広場  
津島スポーツ広場  
吉備の中山スポーツ広場 」 に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

吉備の中山スポーツ広場を設置するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 8 号 議 案

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部  
を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年 3 月 2 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成  
24年市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「及び第49条」を「，第49条及び第72条」に改める。

第72条第1項第1号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

児童指導員，保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を  
卒業した者，同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者，通常の  
課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当  
する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格  
を有すると認定した者であつて，2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したも  
の（以下「障害福祉サービス経験者」という。） 指定放課後等デイサービスの単位  
ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当  
たる児童指導員，保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が，ア又はイに掲げる  
障害児の数の区分に応じ，それぞれア又はイに定める数

第72条第2項及び第5項中「指導員又は保育士」を「児童指導員，保育士又は障害福  
祉サービス経験者」に改め，同条中第6項を第7項とし，第5項の次に次の1項を加える。



6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第76条の次に次の1条を加える。

(情報の提供等)

第76条の2 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、次条において準用する第26条第3項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

(1) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

(2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

(3) 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況

(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

(5) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

(7) 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第77条中「から第50条まで」を「、第49条、第50条」に改める。

第78条第1項第1号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第80条中「から第50条まで」を「、第49条、第50条」に、「及び第76条（第1項を除く。）」を「、第76条（第1項を除く。）及び第76条の2」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の第72条第1項第1号に規定する指定放課後等デイサービス事業者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者及びその員数については、平成30年3月31日までの間は、改正後の第72条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正前の第78条に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者及びその員数については、平成30年3月31日までの間は、改正後の第78条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 提案理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）の一部改正に伴い、指定放課後等デイサービス事業者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者及びその員数を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 9 号 議 案

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年 3 月 2 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第181条に次の1項を加える。

3 指定就労継続支援A型事業者は，就労の機会の提供に当たっては，利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに，その希望を踏まえたものとしなければならない。

第182条第4項中「第2項」を「第3項」に，「あたり」を「当たり」に改め，同項を同条第5項とし，同条中第3項を第4項とし，第2項を第3項とし，第1項の次に次の1項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は，生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が，利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第182条に次の1項を加える。

6 賃金及び第3項に規定する工賃の支払に要する額は，原則として，自立支援給付をもって充ててはならない。ただし，災害その他やむを得ない理由がある場合は，この限り

でない。

第186条の次に次の1条を加える。

(運営規程)

第186条の2 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第182条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時、事故発生時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (12) 身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続
- (13) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (14) 成年後見制度の活用支援
- (15) 苦情解決体制の整備
- (16) その他運営に関する重要事項

第187条中「第88条から」の次に「第90条まで、第92条から」を加え、「第187条において準用する第91条」を「第186条の2」に改め、「第91条中「第94条」とあるのは「第187条において準用する第94条」と」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

#### 提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の一部改正に伴い、指定就労継続支援A型事業の運営に関する基準を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 0 号 議 案

岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年 3 月 2 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第72条の次に次の1条を加える。

（運営規程）

第72条の2 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第80条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域

- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時，事故発生時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (12) 身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続
- (13) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (14) 成年後見制度の活用支援
- (15) 苦情解決体制の整備
- (16) その他運営に関する重要事項

第79条に次の1項を加える。

- 3 就労継続支援A型事業者は，就労の機会の提供に当たっては，利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに，その希望を踏まえたものとしなければならない。

第80条第4項中「第2項」を「第3項」に改め，同項を同条第5項とし，同条中第3項を第4項とし，第2項を第3項とし，第1項の次に次の1項を加える。

- 2 就労継続支援A型事業者は，生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が，利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第85条中「，第36条」を削る。

#### 附 則

この条例は，平成29年4月1日から施行する。

#### 提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）の一部改正に伴い，就労継続支援A型事業の運営に関する基準を改めるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 1 号 議 案

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年 3 月 2 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

第1条 岡山市国民健康保険条例（昭和36年市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第16条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第16条第1項第1号中「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第2条 岡山市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「配当所得の金額」を「配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第1



5項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改める。

第16条第1項第1号中「、また」を削り、「配当所得の金額」を「配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改め、同項第2号中「265,000円」を「270,000円」に改め、同項第3号中「480,000円」を「490,000円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の岡山市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

#### 提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の所得割額の算定に係る所得及び保険料軽減に係る所得並びに保険料軽減判定所得の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。